

ミネラルウォーター類

1. 原水は、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第3欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の第2欄に掲げる基準に適合する水でなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法
大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ビヨーン-ブリリアントグリーン乳糖胆汁ビヨーン培地法
カドミウム	0.01mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
水銀	0.0005mg/l以下であること。	還元気化-原子吸光光度法
セレン	0.01mg/l以下であること。	水素化物発生-原子吸光光度法又はフレイムレス-原子吸光光度法
鉛	0.05mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
バリウム	1mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
ヒ素	0.05mg/l以下であること。	水素化物発生-原子吸光光度法又はフレイムレス-原子吸光光度法
六価クロム	0.05mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
シアン	0.01mg/l以下であること。	吸光光度法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
フッ素	2mg/l以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
ホウ素	ホウ酸として30mg/l以下であること。	ICP法又は吸光光度法
亜鉛	5mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
銅	1mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
マンガン	2mg/l以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として12mg/l以下であること。	滴定法
硫化物	硫化水素として0.05mg/l以下であること。	吸光光度法

2. 製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。
3. ミネラルウォーター類は、容器包装に充てんし、密栓若しくは密封した後殺菌する

か、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、その中心部の温度を 85° で 30 分間加熱する方法その他の原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で行わなければならない。ただし、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20° で 98kPa 以上のもの又は次の基準に適合する方法で製造するものにあつては、殺菌又は除菌を要しない。

- a 原水は、鉱水のみとし、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓又は密封しなければならない。
- b 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであつてはならない。
- c 原水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿^{のう}菌が陰性であり、かつ、1ml 当たりの細菌数が 5 以下でなければならない。この場合の、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿^{のう}菌の試験法並びに細菌数の測定法は次のとおりとする。

① 検体の採取及び試料の調製

滅菌採取器具を用いてそれぞれの試験及び測定ごとに原水を無菌的に滅菌容器に採取し、これを検体とする。メンブランフィルターろ過装置のファンネル内に検体(芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては、70° で 20 分間加熱処理したものを) 250ml(細菌数の測定にあつては、100ml)注いで吸引ろ過した後、滅菌精製水 20~30ml で 2~3 回ファンネル内を洗浄し、吸引ろ過する。ろ過終了後、滅菌ピンセットを用いてフィルターホルダーからメンブランフィルターをはがし、これを試料とする。

メンブランフィルターろ過装置 ファンネル及びフィルターホルダーは 121° で 15 分間滅菌したものを使用し、メンブランフィルターは孔径が 0.45 μm(芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては、0.22 μm)であつて、かつ、あらかじめ滅菌し、滅菌精製水で予洗したものを使用する。